

65歳超雇用推進助成金のご案内

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給します。



65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、66歳以上への継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対象被保険者数及び定年年齢を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

●定年の引上げ又は定年の廃止、継続雇用制度の導入

対象被保険者数	措置内容 65歳への定年引上げ	66～69歳への定年引上げ		70歳以上への定年引上げ	定年の定め廃止	66～69歳への継続雇用の引上げ		70歳以上への継続雇用の引上げ	
		5歳未満	5歳以上			希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
1～3人	15万円	25万円	40万円	45万円	60万円	22万円	20万円	40万円	36万円
4～6人	20万円	32万円	65万円	70万円	120万円	37万円	32万円	65万円	60万円
7～9人	25万円	39万円	110万円	115万円	180万円	60万円	50万円	105万円	95万円
10人以上	30万円	46万円	135万円	140万円	240万円	90万円	75万円	130万円	120万円

●他社による継続雇用制度の導入

対象被保険者数	66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ	
	希望者全員	対象者基準あり	希望者全員	対象者基準あり
1～3人	20万円	16万円	32万円	30万円
4～6人	30万円	26万円	50万円	45万円
7～9人	50万円	40万円	85万円	75万円
10人以上	70万円	60万円	105万円	100万円

・複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。



高齢者無期雇用転換コース



認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満(64歳まで)の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき40万円(中小企業事業主以外は30万円)を支給します。併せて、高齢者雇用管理に関する措置(★)の実施が必要となります。なお、対象労働者は1支給年度(4月～翌年3月まで)1適用事業所あたり10人までとなります。

高齢者雇用管理に関する措置

- (★)とは
- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、
 - (b) 作業施設・方法の改善、
 - (c) 健康管理、安全衛生の配慮、
 - (d) 職域の拡大、
 - (e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進、
 - (f) 賃金体系の見直し、
 - (g) 勤務時間制度の弾力化のいずれか



高齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施及び実施に伴い必要となる機器等の導入に要した経費を支給します。

高齢者雇用管理整備措置の種類			助成額
1	高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 ※1		60万円(中小企業以外は45万円)
2	労働時間制度の導入・改善 在宅勤務制度の導入・改善 研修制度の導入・改善 健康管理制度の導入・改善 ※2		30万円(中小企業以外は23万円)
3	雇用管理制度の整備に伴う機器等導入		1～2の措置導入経費(上限50万円)×60%(中小企業以外は45%)

- ※1 高齢者向けの専門職制度等、高齢者に適切な役割を付与する制度を含む。
- ※2 高齢期における職業生活設計のために必要な情報の提供や助言を行う研修を含む。

助成金申請にあたっては、就業規則改正、労働局届出が必須条件となっています。

※ 助成金の受給のためには、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第8条及び第9条第1項の規定と異なる定めをしていないことなど、一定の要件を満たす必要があります。

詳しい内容につきましては、以下の問合せ先までご連絡ください。

TEL: 029-300-1215

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
茨城支部 高齢・障害者業務課



その申請書類
適正ですか?
申請前に再確認!

まよこ



不正受給事案を
ホームページで
公表しています

動画配信中



障害のある方を労働者として雇用する事業主の皆様へ

障害者雇用納付金制度に基づく

各種助成金のごあんない

障害者雇用納付金制度では、事業主が障害のある方の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害のある方の雇入れや雇用の継続が困難であると認められる事業主に助成金を支給します。

障害者作業施設設置等助成金

障害を克服し作業を容易にするために配慮された施設等の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象となる措置

- ①障害者用トイレを設置すること
- ②拡大読書器を購入すること
- ③就業場所に手すりを設置すること 等

助成率 支給対象費用の 2/3



職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を行う場合に助成します。

助成対象となる措置

- ①訪問型職場適応援助者による支援を行うこと
- ②企業在籍型職場適応援助者による支援を行うこと



障害者介助等助成金

障害の特性に応じた適切な雇用管理に必要な介助者の配置等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象となる措置

- ①職場復帰支援
 - ②中途障害者等技能習得支援
 - ③職場介助者の配置・委嘱
 - ④手話通訳・要約筆記等担当者の配置・委嘱
 - ⑤職場支援員の配置・委嘱
 - ⑥健康相談医の委嘱
 - ⑦職業生活相談支援専門員の配置・委嘱
 - ⑧職業能力開発向上支援専門員の配置・委嘱
 - ⑨介助者等資質向上措置
 - ⑩重度障害者の業務遂行のために必要な支援を重度訪問介護サービス事業者に委託
- *事前に市町村等への確認・相談が必要



障害者福祉施設設置等助成金

障害者の福祉の増進を図る上で、障害特性による課題に対する配慮をした福祉施設の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成率 支給対象費用の 1/3

事前
相談

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行う事業主について、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象となる措置

重度障害者等の雇用に適切な事業施設等(作業施設、管理施設、福祉施設、設備)を設置・整備すること

助成率 支給対象費用の 2/3

重度障害者等通勤対策助成金

障害の特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象となる措置

- ①重度障害者等用住宅の賃借
 - ②指導員の配置
 - ③住宅手当の支払
 - ④通勤用バスの購入
 - ⑤通勤用バス運転従事者の委嘱
 - ⑥通勤援助者の委嘱
 - ⑦駐車場の賃借
 - ⑧通勤用自動車の購入
 - ⑨重度障害者の通勤援助のために必要な支援を重度訪問介護サービス事業者に委託
- *事前に市町村等への確認・相談が必要



助成率 支給対象費用の 3/4 (①~⑧)、4/5(⑨)

障害者雇用相談援助助成金

事前に労働局への計画申請が必要

対象障害者の雇用及び継続を図るために必要な雇用管理に関する援助の事業を当該援助事業所の利用事業主に対して行う事業者に助成

障害者能力開発助成金

障害者の能力開発訓練の事業を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合、またはその能力開発訓練事業を運営する場合に助成

※ 助成金の受給のためには、助成金ごとに定める要件を満たす必要があります。

当機構ホームページでは助成金制度の説明動画を配信しています。

「各助成金のごあんない」リーフレットとあわせてご覧ください。

詳しい内容につきましては、以下の問合せ先までご連絡ください。

TEL: 029-300-1215



動画配信中

